

令和6年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

公益社団法人全国市有物件災害共済会

令和6年度通常理事会議事録

- 1 日 時 令和6年5月27日（月）午後2時30分～3時22分
- 2 場 所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所7階 特別会議室、各理事市市役所副市長室等
次の理事は、Web会議システム（ZOOM）により、次の場
所で参加した。

中村 寧（旭川市会議室7C）
酒井典久（宇都宮市第2応接室）
荻原弘次（日野市403会議室）
伊藤純一（新発田市506会議室）
杉野みどり（名古屋市副市長室）
坂越健一（京都市副市長室）
生水哲男（倉敷市特別会議室）
加藤昭彦（高松市副市長室）
深水政彦（熊本市副市長室）

- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 17名 定足数 9名
- 4 出席理事 12名（以下、敬称略）
伊藤純一、荻原弘次、生水哲男、加藤昭彦、酒井典久、坂越健一、
杉野みどり、高橋徹（理事長職務代理者）、中村寧、深水政彦、
福田紀彦（理事長）、三富吉浩（常務理事）（五十音順）
- 5 欠席理事 5名
今西正男、前健一、藤本章、町田隆敏、光山裕朗（五十音順）
- 6 出席監事 監事現在数 2名
遠藤幸子、西川敏（五十音順）
- 7 議題

【議決事項】

- 議案第1号 令和5年度事業報告について
- 議案第2号 令和5年度決算について
- 議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について

議案第4号 総会において選任される理事候補者の決定について

議案第5号 総会において選任される監事候補者の決定について

議案第6号 地区協議会会長の選任について

議案第7号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

【報告事項】

報告第1号 理事の退任について

報告第2号 代表理事の職務執行の状況について

報告第3号 相互救済事業の業務プロセス改革について

報告第4号 理事長の利益相反取引に係る重要事項について

報告第5号 令和5年度助成対象事業における各団体の実施状況について

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認

福田紀彦理事長（以下「福田理事長」という。）が挨拶を行った。

続いて、議事の開始に先立ち、事務局から定款第33条第1項に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、続いて、定款第34条第1項に規定する理事会の決議に必要な要件を満たしていることを事務局に確認した。

(2) 議事の審議状況

議長は、議事録について、定款第36条第2項に基づき、出席した代表理事及び監事が記名押印する旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、三冨吉浩常務理事（以下「三冨常務理事」という。）の議案説明後、議長が採決をする形式で行った。

【議決事項】

ア 議案第1号「令和5年度事業報告について」

議案第2号「令和5年度決算について」

議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

まず、議案第1号、令和5年度事業報告について、会員市数は792市で、全国すべての市が会員となっていることを報告したうえで、次のとおり説明を行った。

(ア) 相互救済事業

建物総合損害共済については、契約件数32万件余、分担金受取額

80億円余に対し、共済金支払額は50億円余となり、この結果、分担金に対する共済金の割合である損害率は、62.4%となった。また、対前年度比だが、分担金受取額は14%の増で、これは主に令和5年度に分担金全体で約10%を引き上げる基率の改定に加え、建築費指数の上昇によるものである。

共済金支払額は、9.9%の減で、これは主に6月からの大雨などにより一部地域に被害が見られたものの、広域かつ大規模な風水災がなかったことに加え、過去に発生したごみ処理施設の大規模火災の請求が進まず、高額支払が少なかったことによる。

支払備金について、共済金支払額、損害率は、前年度比較では共に減少したが、過年度のもので未払となっているものに加え、令和5年度においても新たに大規模なごみ処理施設の火災が発生しているため、翌年度以降に繰り越された災害共済金である支払備金（流動負債）は、火災で約82億円、風水災等で約67億円、これらを含めた支払備金総額では、単年度分担金受取額の約2.2倍に当たる177億円に及んでおり、引き続き厳しい状況、予断を許さない状況である。

自動車損害共済については、契約台数20万台余、分担金額32億円余で、これに対する共済金支払額は、24億円余となった。この結果、損害率は75.4%となり、対前年度比7.4ポイントの増となり、支払備金も対前年度比で増加している。これは主に、部品価格や作業工賃などの値上げによる修理費の上昇によるものである。

その他、地震災害見舞金では、令和4年度に発生した地震により被災した1団体に233万円の見舞金を交付した。なお、令和5年度に発生した「令和6年能登半島地震」については、令和6年度（今年度）に見舞金交付を予定しているため、7億円余を支払備金として計上している。

(イ) 防災に係る調査研究及び普及啓発事業

ごみ処理施設を訪問し、防災・減災についての施設研修会を行った。また、自動車損害共済では、公用車の事故抑止策に寄与する安全運転講習会などを開催した。

(ウ) 消防・防災施設整備事業等資金融資事業

市等の消防・防災施設整備事業等の資金に低廉な利率で融資し、都市機能の整備等を図ることを目的としており、令和5年度は、310団体、348事業に対し、80億円余を融資した。

(エ) 防災専門図書館事業

令和5年度は、蔵書やデジタルアーカイブの充実、非来館者へのサービスにも努めながら、団体見学の受け入れなど利用者の裾野を広げる活動を行った。また、図書館総合展などへの出展、企画展「関東大震災から100年」のほか、能登半島地震の被害状況を緊急に展示するなど、専門図書館ならではの情報発信を行った。

(オ) 防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業

都市防災推進の啓発活動として、防災・減災対策のフォーラムやセミナーを開催し、オンラインで配信した。

また、全国的観点で実施される「防災・危機管理に関する政策の企画立案」等の事業に対して、合計4,000万円の協助金を交付した。

(カ) 日本都市センター会館事業

収益事業としてのホテル部門は、ホテル事業者に委託し、効率的、効果的な運営に努めている。令和5年度は、貸事務室が通年で満室となったことや、新型ウィルスの5類移行による「社会活動の正常化」、「景気の穏やかな回復」に伴い、大幅に収益が改善し、当期経常増減額は、2億9千万円余のプラスとなり、黒字転換となった。

なお、当会館は、熱源設備の更新においてZEB化による省エネの取組を推進しているが、経済産業省からこの計画の優良性が認められ、令和5年度に補助金の採択を受けた。今後も引き続き、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいく。

(キ) 全国各市の利便に資する保険手続きに関する事業

道路賠償責任保険取扱業務では、605市が加入し、取扱手数料は3,600万円余となった。また、自動車損害賠償責任保険代理店業務では、取扱台数は9,710台、手数料収入は1,500万円余となった。

(ク) 総会及び理事会の開催について

令和5年度の総会及び理事会の開催状況について説明した。

(ケ) 内部統制システムの運用状況の概要について

令和5年度事業報告及び決算の監事監査については、「監査報告書」及び「独立監査人の監査報告書」のとおりであること、また、「コンプライアンス委員会」については、3つ目の事案は今年の1月から3月にかけて5回、管理職員特別勤務手当の支給、受給に関する職員の非違行為事案6件について、調査と再発防止策を審議するため開催したものであること、また、「内部監査」については記載のとおりであることをそれぞれ説明した。

なお、当該非違行為を行った職員については懲戒処分としたが、この件は報告第2号「代表理事の職務執行状況報告」で改めて説明するとした。

(コ) 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、所定の附属明細書は作成していない旨を説明した。

次に、議案第2号、令和5年度決算について、次のとおり説明を行った。

はじめに、「1 貸借対照表」について、資産の部の流動資産は、現金預金、未収金など流動資産合計で、146億8千万円余となった。その下の固定資産は、特定資産として消防・防災施設整備事業等資金融資資産389億円などで、特定資産合計で474億円余、その他固定資産は、土地や建物などの会館資産及びソフトウェア等、合計113億1千万円余で、特定資産と合わせた固定資産合計は、587億2千万円余となった。この結果、資産合計は、734億887万8千円で、前年度と比較して、28億284万1千円の増となった。

一方、負債の部だが、上から支払備金、前受分担金、異常危険準備金など、相互救済事業に係る準備金が主なものであり、流動負債合計が303億6千万円余となった。

このうち支払備金は、当年度末時点で既に事故が発生しているものの、年度内に支払いに至らなかった共済金額及び地震災害見舞金の推定額を見積もったものである。

その下の前受分担金は、前年度まで「普通責任準備金」という科目名であったが、当年度より名称を変更したもので、当年度計上した分担金収益のうち、翌年度に帰属する分担金相当額を負債に計上するものである。

固定負債であるが、固定負債合計は、5億6千万円余で、負債合計は、309億3,409万円となり、前年度と比較して26億4,028万円の増となった。

この結果、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は、424億7,478万7千円となり、前年度と比較して1億6,256万円の増となり、正味財産は、平成29年度以来6期ぶりに増加した。

次に、「2 正味財産増減計算書」であるが、これは企業会計の損益計算書にあたるもので、ここでは(1)に法人全体の収益及び費用の前年度比較を、(2)に会計別の正味財産増減の内訳を記載している。

はじめに、(1)法人全体の経常収益は、特定資産運用益、事業収益、受取補助金、雑収益を加算した経常収益計は、139億7,483万8千円となり、前年度に比べ17億7,652万1千円の増となった。この要因は、令和5年度に、建物共済において分担金全体で約10%を引き上げる基率に改定したことなどにより、建物分担金収益が8億3千万円余増加したことに加え、収益事業である会館事業がコロナ禍の収束などに伴い大幅に収益が改善し、会議室の収益などが8億9千万円余増加したことによる。

これに対して、経常費用計は、138億1,163万2千円となり、前年度と比較して12億1,202万円の増となった。この要因は、自動車修理費の高騰等によって、自動車災害共済金が前年度に比べ7億5千万円余増加したことに加え、会館事業の売り上げ回復などに伴い、運営費用が3億1千万円余増加したことによる。

この結果、当期経常増減額は、1億6千万円余の増となり、これに法人税等を差し引いた法人全体の当期一般正味財産は、1億6,256万円の増(黒字)となった。

次に、(2)会計別の正味財産増減内訳だが、これは大きく「公益目的事業」「収益事業」「法人会計」の3つに分かれるが、当期経常増減額

は、公益目的事業では、1億4千9百万円余の減（赤字）、収益事業では、3億1千2百万円余の増（黒字）、法人会計では、増減なしとなった。

1つ下、公益法人認定法の定めによる「他会計振替額」として、「収益事業」から1億4千9百万円余を公益目的事業に振替えることにより、「当期一般正味財産増減額」は「0円」となり、公益目的事業の収益の額がその費用の額を超えないという「収支相償」に適合することになる。

次に、事業ごとに、正味財産の増減を説明する。42ページ、43ページの「3 事業別当期一般正味財産増減」は、どちらも「公益目的事業」の明細となるが、会計監査人と協議し、当年度から正味財産増減計算書の表示方法を変更している。表示方法の変更を前年度決算に反映させたものが42ページ、反映させる前の従来方式によるものが43ページとなるが、ここでは実質的な比較をするため、42ページの表で説明する。

はじめに、「公益目的事業」である相互救済・防災事業の主な収益は、事業収益のうち、建物分担金収益77億3千万円余、自動車分担金収益31億8千万円余で、経常収益計Aは、109億5,935万9千円となった。

なお、当年度から建物及び自動車それぞれの分担金収益の下に内訳を記載しているが、これは表示の変更による。内訳の「分担金受取額」は、当年度に委託団体から受け取った分担金の実額であり、会計の現金主義により計上するものである。「前受分担金増減額」は、適正な期間損益計算を行うため、「分担金受取額」のうち、決算日時点で未経過期間に対応する部分を負債として認識する必要があることから、前年度末と当年度末の「前受分担金」と比較して、増加した場合は収益のマイナス、減少した場合は収益のプラスとして計上することで、会計の発生主義による調整を行うものである。

次に、費用だが、事業費についても、当年度から収益と同様に建物、自動車、地震見舞金それぞれに内訳を記載している。内訳の「共済金支払額」は、当年度に委託団体に支払った共済金の実額を計上するもの、

「支払備金増減額」は、共済金支払額のうち過年度に発生した災害の損害で、未だ支払に至っていない共済金見込額を負債として認識する必要があることから、前年度と当年度末の「支払備金」を比較して、増加した場合は費用のプラス、減少した場合は費用のマイナスとして計上することで、会計の発生主義による調整を行うものである。

主な費用だが、建物災害共済金が4億3千万円余、自動車災害共済金が2億8千万円余、地震災害見舞金が7億5千万円余となった。なお、見舞金の内訳「支払備金増減額」は、「令和6年能登半島地震」の見舞金額を7億5千万円余と見込むものである。

この結果、表の下、経常費用計Bは、1億1,119万8千円となり、収益Aから費用Bを差し引いた当期経常増減額A-Bは、1億4,965万8千円の減（赤字）となった。

次に、「収益事業」である会館事業だが、主な収益は、上から貸室収益等で2億4千万円余、会議室収益等のホテル部門で2億4,900万円余、経常収益計Aは、2億7,929万2千円となった。

これに対し、費用は、ホテル事業者への会館運営委託費や会館資産における減価償却費などで、経常費用計Bは、2億4,738万9千円となった。

この結果、当期経常増減A-Bは、2億9,190万2千円の増（黒字）で、会館事業としては、令和元年度以来4期ぶりの黒字となり、また貸事務室も満室であるなど順調に回復している。

もう一つの「収益事業」の保険手続事業だが、経常収益計Aが、5,100万円余、経常費用計Bが、3,100万円余で、当期経常増減A-Bは、2,096万2千円の増となった。

次に、(3) 法人会計であるが、「業務方法書」第5条に基づき、共済基金分担金の一部を法人会計に充当したため、経常収益計Aと経常費用計Bが共に1億9,719万8千円となり、当期経常増減A-Bはない。

なお、令和5年度決算については、定款第39条に基づき、会計監査人から会計監査を受け、貸借対照表及び正味財産増減計算書などの財務諸表等が適正に表示され、財産目録が公益認定関係書類と整合して

作成されていると認める旨の監査報告書を5月1日付けで受領し、その写しを47ページ以降に掲載している。

また、理事会で議案第1号及び議案第2号の承認をいただくと、公益法人認定法に基づき、内閣府に対し、事業報告、貸借対照表などの財務諸表等の書類のほかに「会員名簿」等を提出する必要があるため、これらを議案第1号及び議案第2号の資料とすることを説明した。

続いて、議案第3号、支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について、通常理事会において選任した有資格者からの意見書に基づき、支払準備資産に関する規程に定める「リスクの範囲」を128億円と定めた旨の説明を行った。

議案第1号から第3号の説明の後、遠藤幸子監事から、事業報告及び決算については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している旨、及び理事の職務の執行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨、並びに会計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）、附属明細書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録は、いずれも正確であると認める旨の監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号は、いずれも全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「総会において選任される理事候補者の決定について」

議案第4号について、次のとおり説明を行った。

現在の理事は、定款第24条第1項に基づき、来る6月26日に開催を予定している定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期の理事を選任する必要があり、議案に記載した21名の市長、副市長及び学識経験者を理事候補者として決定したい旨の説明を行った。

なお、候補者について、副市長は地域市長会又は都道府県市長会から、また、学識経験者は川崎市からの推薦に基づきそれぞれ選任している旨説明した。

審議の結果、議案第4号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第5号「総会において選任される監事候補者の決定について」

議案第5号について、次のとおり説明を行った。

現在の監事についても、理事と同様に6月26日の定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期監事を選任する必要があり、議案に記載した学識経験者2名を監事候補者として決定したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第5号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第6号「地区協議会会長の選任について」

議案第6号について、次のとおり説明を行った。

関東地区及び北信地区協議会会長がそれぞれ退任されたため、「地区協議会等の設置に関する規程」に基づき、後任として、川崎市及び北信越市長会から推薦の副市長をそれぞれ地区協議会会長として選任したい旨の説明を行った。

なお、説明中「金沢市」とすべきところを誤認して「北信越市長会」と説明したが、この件については発意による発言取消しは行わず、議事を続けた。

審議の結果、議案第6号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第7号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」

議案第7号について、次のとおり説明を行った。

定款第13条第1項において、総会は理事会の決議に基づき、理事長が招集するものと規定されており、また、総会運営基準第2条において、総会の日時、場所、目的である事項等についても理事会の決議によるものと定められているため、今回の定時総会を、次の要領にて開催する。

(ア) 日時 令和6年6月26日(水)午後4時15分から

(イ) 場所 日本都市センター会館6階「601」

(ウ) 目的である事項

a 報告第1号 令和5年度事業報告及び決算について

b 報告第2号 令和6年5月開催の通常理事会の決議等の内容について

c 議案第1号 理事の選任について

d 議案第2号 監事の選任について

また、「書面による議決権行使」及び「代理人による議決権の行使」については、本議案に記載のとおり取扱いとし、傍聴のみのWebによる参加も可能とする。

審議の結果、議案第7号は全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

ア 報告第1号「理事の退任について」

令和6年2月21日開催の通常理事会以降に、退任された理事2名についての報告を行った。

イ 報告第2号「代表理事の職務執行の状況について」

令和6年1月1日から同年4月30日までの代表理事3名の職務執行の状況について、理事会等運営規程に定める別記様式「代表理事の職務執行報告」に基づき、次の事項等について、それぞれ報告を行った。

(ア) 定款に基づく会議（理事会）の招集

(イ) 人事関連

(ウ) 本会規程等の改正

(エ) 職員の非違行為に係る懲戒処分

(オ) 建物総合損害共済及び自動車損害共済における高額（建物1件5,000万円超、自動車1件又は1名1,000万円超）な災害共済金の支出決定
なお、(エ)の懲戒処分事案が発生したことについて改めて説明と謝罪を行うとともに、常務理事の経営責任として役員報酬の一部を共済会に自主返納したこと、今後このようなことが二度と発生しないよう再発防止策を講じ、法令遵守と服務規律の徹底に努めることなどを報告した。

ウ 報告第3号「相互救済事業の業務プロセス改革について」

報告第3号について、次のとおり報告を行った。

中長期経営計画の取組項目である「相互救済事業の業務プロセス改革と効果的な情報システムの運用の実現」に向け、「次期共済基幹システムの構築について」検討を進めてきたので報告する。

「1 現行システム」であるが、平成28年に稼働した現行システムは、経緯に示した旧システムにおける「3つの課題」の解消を目的に、オンラインシステムとして構築されたものである。

「2 共済委託団体の更なる利便性を見据えた業務プロセス改革」は、自治体におけるDX化、ペーパーレス化の急速な進展が喫緊の課題となる中、更なる共済委託団体の利便性向上、相互救済事業の効率化を図る必要がある。

ひとつには、「完全ペーパーレス化の追求」のため、書面のやり取りを前

提に行われている事務を廃止すること、また、委託団体内部の決裁手続をシステムで完結可能とすることや統計データ活用のデジタル化などを旨とする。次に、「委託申込の容易性を確立」するため、複雑な取扱いの見直し、エンドユーザー側でのチェックや登録サポートを充実し、煩雑な入力事務の解消を目指す。次に、「システム内での手続の完結を実現」するため、メールや郵便による資料のやり取りや、審査事務をシステム内で完結できる状態を目指す。

「3 現行システムの限界」は、1つ目の「プログラムの安全性の確保」では、現行システムはプログラムの改修が重ねられているため複雑化し、保守や安全性の確保において大きな課題が生じていることや、2つ目の「業務プロセス改革の実現に向けて」は、現行システムの大改修では現行の業務運営を今後も続けていくことが前提となり、求められる業務プロセス改革を具現化するには限界があり、最新のDX環境の下で、共済基幹システムを再構築し、委託団体、共済会の双方にとって最適な事業モデルを構築する必要がある。

最後に「4 今後の取組」として、業務そのものの自動化、意思決定方法の変革や働き方改革などを旨とし、「業務の変革」を実現するためには「新しい業務プロセスを創造」し、最適な事業モデルを具現化する「次期基幹システムの構築」が求められる。そのため、今後システムの再構築に向けて検討を進め、コスト面など費用対効果を整理のうえ、システムの企画・計画を翌年の理事会に上程する予定としている。

エ 報告第4号「理事長の利益相反取引に係る重要事項について」

理事会運営規程第18条に基づき、令和5年2月1日理事会において承認を受けた理事長の利益相反取引に関する重要事項について、理事会等運営規程第20条第2項に基づき報告を行った。

オ 報告第5号「令和5年度年度助成対象事業における各団体の実施状況について」

定款第4条第1項第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、助成規程第7条第2項に基づき、令和5年度に助成を受けた各団体（3団体）の助成対象事業、交付額（総額4,000万円）及び実施報告書につ

いて報告した。

以上をもって議案の審議等を終了し、議長が出席者の発言について確認したところ、発言は無かったので、午後3時22分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和6年5月27日

代表理事 福田紀彦 印

代表理事 高橋 徹 印

代表理事 三富吉浩 印

監 事 遠藤幸子 印

監 事 西川 敏 印